

## 【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年9月3日
【報告者の名称】	カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人
【報告者の所在地】	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 新宿三井ビル43階
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 新宿三井ビル43階
【電話番号】	03-6279-0311
【事務連絡者氏名】	カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社 財務企画部 長久 幹
【縦覧に供する場所】	カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人 (東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 新宿三井ビル43階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「本投資法人」とは、カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人をいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、ヒューリック株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注4) 本書中の「株券等」とは、投資口に係る権利をいいます。

(注5) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注6) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社が2025年7月1日付で提出いたしました意見表明報告書（当社が2025年8月13日付で提出した意見表明報告書の訂正報告書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(ii) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

③ 本投資法人が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(3) 算定に関する事項

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

(6) 本公開買付け成立後の本投資法人投資口の追加取得の予定の有無

(7) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

② 本投資法人における役員全員の承認

③ 本投資法人の投資主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

### 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

#### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

(訂正前)

<前略>

その後、本投資法人は、2025年8月13日開催の本投資法人役員会において、本買付条件等変更（以下に定義します。）後も、引き続き、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持するとともに、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることも十分に合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、上記本投資法人役員会決議は、下記「(7) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 本投資法人における役員全員の承認」に記載の方法により決議されております。

(訂正後)

<前略>

その後、本投資法人は、2025年8月13日開催の本投資法人役員会において、本買付条件等変更（以下に定義します。）後も、引き続き、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持するとともに、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることも十分に合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、上記本投資法人役員会決議は、下記「(7) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 本投資法人における役員全員の承認」に記載の方法により決議されております。

その後、本投資法人は、2025年9月3日開催の本投資法人役員会において、買付予定数の下限の撤廃後も、引き続き、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持するとともに、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることも十分に合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、上記本投資法人役員会決議は、下記「(7) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 本投資法人における役員全員の承認」に記載の方法により決議されております。

#### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

##### ① 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

本公開買付けは、公開買付者による純投資目的での本投資法人投資口の取得を意図するものであるため、公開買付者は、(i) 本投資法人の役員、本資産運用会社その他のステークホルダーに対し、公開買付者が議決権の行使により本投資法人の支配権を獲得すること又は重要提案行為等（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第27条の26第1項において定義される意味を有します。以下同じです。）若しくは役員を選任を通じて本投資法人の運用に影響を及ぼすことを目的としないことを明確に示す観点や、(ii) 本投資法人を持分法適用関連会社化した場合、その資産及び負債の範囲を投資会社の持分に相当する部分に限定する方法（部分時価評価法）により、投資日における時価により評価でき（企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」26-2）、本公開買付け後も引き続き本投資法人投資口の上場が維持されることを前提として、公開買付者の決算において本公開買付けで取得する本投資法人投資口の時価変動の影響を回避するこ

とが可能となる観点から、本公開買付け後の公開買付者の所有割合（注1）は、役員のパ遣や重要な取引関係がない場合に持分法適用関連会社化するために最低限必要となる20.00%を上限及び下限とすることが適切であると判断したとのことです。そこで、公開買付者は、買付予定数の上限及び下限について、公開買付者による本公開買付け後の所有割合が20.00%となる投資口数（85,885口）に設定しているとのことです。

したがって、本公開買付けに応募された投資口（以下「応募投資口」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（85,885口）に満たない場合は、応募投資口の全部の買付け等を行わないとのことです。また、応募投資口の数の合計が買付予定数の上限（85,885口）を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、金融商品取引法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、投資口の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

<中略>

公開買付者は、2025年8月13日、本公開買付価格を86,710円から89,930円に変更した上で、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を2025年9月3日まで延長して延長前の合計30営業日から合計45営業日とすること（以下「本買付条件等変更」といいます。）を決定したとのことです。

<後略>

（訂正後）

<前略>

本公開買付けは、公開買付者による純投資目的での本投資法人投資口の取得を意図するものであるため、公開買付者は、（i）本投資法人の役員、本資産運用会社その他のステークホルダーに対し、公開買付者が議決権の行使により本投資法人の支配権を獲得すること又は重要提案行為等（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第27条の26第1項において定義される意味を有します。以下同じです。）若しくは役員を選任を通じて本投資法人の運用に影響を及ぼすことを目的としないことを明確に示す観点や、（ii）本投資法人を持分法適用関連会社化した場合、その資産及び負債の範囲を投資会社の持分に相当する部分に限定する方法（部分時価評価法）により、投資日における時価により評価でき（企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」26-2）、本公開買付け後も引き続き本投資法人投資口の上場が維持されることを前提として、公開買付者の決算において本公開買付けで取得する本投資法人投資口の時価変動の影響を回避することが可能となる観点から、本公開買付け後の公開買付者の所有割合（注1）は、役員のパ遣や重要な取引関係がない場合に持分法適用関連会社化するために最低限必要となる20.00%を上限及び下限とすることが適切であると判断していたとのことです。そこで、公開買付者は、買付予定数の上限及び下限について、公開買付者による本公開買付け後の所有割合が20.00%となる投資口数（85,885口）に設定していたとのことです。

しかしながら、公開買付者は、本投資法人の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、本公開買付けの成立が不確実となることを回避し確実に成立させるため、2025年9月3日、買付予定数の下限を撤廃することを決定し、2025年9月3日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出したとのことです。これに伴い、金融商品取引法第27条の8第8項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第22条第2項本文の規定により、公開買付期間は、当該訂正届出書の提出日である2025年9月3日から10営業日を経過した日にあたる2025年9月18日まで延長され、現在の合計45営業日から合計55営業日となるとのことです。なお、公開買付者としては、本公開買付けにおける最終的な応募状況が買付予定数の上限である85,885口に満たない場合には、本公開買付けの終了後、本投資法人の持分法適用関連会社化を実現するため、東京証券取引所インフラファンド市場における本投資法人投資口の市場価格や出来高の動向を踏まえ、市場内買付け又は市場外でのVWAP取引（出来高加重平均取引）による買付けにより、2026年3月末までを目途に本投資法人を持分法適用関連会社化するために最低限必要となる本投資法人投資口に係る所有割合20.00%の水準まで引き上げることを企図してるとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を設定していないため、本公開買付けに応募された投資口（以下「応募投資口」といいます。）の数の合計が買付予定数の上限（85,885口）以下の場合には、応募投資口の全部の買付け等を行うとのことです。応募投資口の数の合計が買付予定数の上限（85,885口）を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、金融商品取引法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、投資口の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

<中略>

公開買付者は、2025年8月13日、本公開買付価格を86,710円から89,930円に変更した上で、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を2025年9月3日まで延長して延長前の合計30営業日から合計45営業日とすること（以下「本買付条件等変更」といいます。）を決定したとのことです。

さらに、公開買付者は、本投資法人の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し

を総合的に勘案し、本公開買付けの成立が不確実となることを回避し確実に成立させるため、2025年9月3日付で、買付予定数の下限を撤廃することを決定し、2025年9月3日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出したとのことです。これに伴い、金融商品取引法第27条の8第8項及び府令第22条第2項本文の規定により、公開買付期間は当該訂正届出書の提出日である2025年9月3日から10営業日を経過した日にあたる2025年9月18日まで延長され、現在の合計45営業日から合計55営業日となるとのことです。

<後略>

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(ii) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

上記の検討結果を踏まえ、公開買付者は、2025年6月30日、本買付条件等変更前の本公開買付価格を86,710円と決定したとのことです。

その後、公開買付者は、2025年7月1日から本公開買付けを開始しましたが、上記「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、2025年8月13日、本公開買付価格を86,710円から89,930円に変更した上で、公開買付期間を2025年9月3日まで延長して延長前の合計30営業日から合計45営業日とすることを決定したとのことです。なお、本公開買付価格(89,930円)は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年6月27日の東京証券取引所インフラファンド市場における本投資法人投資口の終値75,400円に対して19.27%、同日までの過去1ヶ月間(2025年5月28日から2025年6月27日まで)の終値の単純平均値78,970円(小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。)に対して13.88%、同過去3ヶ月間(2025年3月28日から2025年6月27日まで)の終値の単純平均値77,176円に対して16.53%、同過去6ヶ月間(2024年12月30日から2025年6月27日まで)の終値の単純平均値75,992円に対して18.34%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

(訂正後)

<前略>

上記の検討結果を踏まえ、公開買付者は、2025年6月30日、本買付条件等変更前の本公開買付価格を86,710円と決定したとのことです。

その後、公開買付者は、2025年7月1日から本公開買付けを開始しましたが、上記「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、2025年8月13日、本公開買付価格を86,710円から89,930円に変更した上で、公開買付期間を2025年9月3日まで延長して延長前の合計30営業日から合計45営業日とすることを決定したとのことです。なお、本公開買付価格(89,930円)は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年6月27日の東京証券取引所インフラファンド市場における本投資法人投資口の終値75,400円に対して19.27%、同日までの過去1ヶ月間(2025年5月28日から2025年6月27日まで)の終値の単純平均値78,970円(小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。)に対して13.88%、同過去3ヶ月間(2025年3月28日から2025年6月27日まで)の終値の単純平均値77,176円に対して16.53%、同過去6ヶ月間(2024年12月30日から2025年6月27日まで)の終値の単純平均値75,992円に対して18.34%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

さらに、公開買付者は、本投資法人の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、本公開買付けの成立が不確実となることを回避し確実に成立させるため、2025年9月3日付で、買付予定数の下限を撤廃することを決定し、2025年9月3日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出したとのことです。これに伴い、金融商品取引法第27条の8第8項及び府令第22条第2項本文の規定により、公開買付期間は当該訂正届出書の提出日である2025年9月3日から10営業日を経過した日にあたる2025年9月18日まで延長され、現在の合計45営業日から合計55営業日となるとのことです。

③ 本投資法人が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(訂正前)

<前略>

その後、本投資法人は、2025年8月13日開催の本投資法人役員会において、本買付条件等変更後も、引き続き、上記に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することを決議いたしました。

<中略>

もっとも、本買付条件等変更前の本公開買付価格の妥当性に関しては、本投資法人は第三者算定機関に投資口価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が本投資法人の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて本投資法人が独自に検証を行っていないこと、及び本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人

投資口を所有するという選択肢をとることも十分に合理性が認められることに鑑み、本投資法人は、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねることを、2025年6月30日開催の本投資法人役員会において併せて決議いたしました。また、本買付条件等変更後も、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることも十分に合理性が認められることに鑑み、本投資法人は、2025年8月13日開催の本投資法人役員会において、引き続き、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。また、以上の理由から、本投資法人は、本公開買付価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

(訂正後)

<前略>

その後、本投資法人は、2025年8月13日開催の本投資法人役員会において、本買付条件等変更後も、引き続き、上記に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することを決議いたしました。

さらに、本投資法人は、2025年9月3日開催の本投資法人役員会において、買付予定数の下限の撤廃後も、引き続き、上記に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することを決議いたしました。

<中略>

もともと、本買付条件等変更前の本公開買付価格の妥当性に関しては、本投資法人は第三者算定機関に投資口価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が本投資法人の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて本投資法人が独自に検証を行っていないこと、及び本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることも十分に合理性が認められることに鑑み、本投資法人は、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねることを、2025年6月30日開催の本投資法人役員会において併せて決議いたしました。また、本買付条件等変更後も、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることも十分に合理性が認められることに鑑み、本投資法人は、2025年8月13日開催の本投資法人役員会において、引き続き、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。さらに、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることも十分に合理性が認められることに鑑み、本投資法人は、2025年9月3日開催の本投資法人役員会において、引き続き、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。また、以上の理由から、本投資法人は、本公開買付価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

(3) 算定に関する事項

(訂正前)

本投資法人は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、第三者算定機関から株式価値算定書を取得しておらず、本公開買付価格の妥当性を検討しておりません。

なお、本公開買付価格の妥当性に関しては、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 本投資法人が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本投資法人は第三者算定機関に投資口価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が本投資法人の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて本投資法人が独自に検証を行っていないこと、及び本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることも十分に合理性が認められることに鑑み、本投資

法人は、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねることを、2025年6月30日開催の本投資法人役員会及び2025年8月13日開催の本投資法人役員会において併せて決議しております。また、以上の理由から、本投資法人は、本公開買付価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

（訂正後）

本投資法人は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、第三者算定機関から株式価値算定書を取得しておらず、本公開買付価格の妥当性を検討していません。

なお、本公開買付価格の妥当性に関しては、上記「（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③本投資法人が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本投資法人は第三者算定機関に投資口価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が本投資法人の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて本投資法人が独自に検証を行っていないこと、及び本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることに十分に合理性が認められることに鑑み、本投資法人は、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねることを、2025年6月30日開催の本投資法人役員会、2025年8月13日開催の本投資法人役員会及び2025年9月3日開催の本投資法人役員会において併せて決議しております。また、以上の理由から、本投資法人は、本公開買付価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

（4）上場廃止となる見込み及びその事由

（訂正前）

本投資法人投資口は、本書提出日現在、東京証券取引所インフラファンド市場に上場しておりますが、本公開買付けは純投資の目的で実施されるものであり、本投資法人投資口の上場廃止を企図するものではありません。本公開買付けの成立後における、公開買付者による本投資法人投資口の取得は最大で本基準投資口数（429,423口）の20.00%となる85,885口に留まりますので、東京証券取引所が上場廃止基準として定める、上場投資口数が4,000口未満である場合又は毎年の12月末日以前1年間の売買高が20口未満であるといった基準に抵触することなく、本投資法人投資口は、本公開買付けの成立後も上場が維持される見込みです。

（訂正後）

本投資法人投資口は、本書提出日現在、東京証券取引所インフラファンド市場に上場しておりますが、本公開買付けは純投資の目的で実施されるものであり、本投資法人投資口の上場廃止を企図するものではありません。また、公開買付者は、本公開買付けの買付予定数の上限である85,885口に満たない応募状況になった場合には、本公開買付けの終了後、本投資法人を持分法適用関連会社化するために最低限必要となる本投資法人投資口に係る所有割合20.00%の水準まで引き上げるため、東京証券取引所インフラファンド市場における本投資法人投資口の市場価格や出来高の動向を踏まえ、市場内買付け又は市場外でのVWAP取引（出来高加重平均取引）による買付けにより、本公開買付けを通じて取得した投資口の数と合計して買付予定数の上限である85,885口（所有割合：20.00%）となるまで、2026年3月末までを目途に本投資法人投資口を追加取得する方針とのことですが、本公開買付けの成立及び上記の追加取得後における、公開買付者による本投資法人投資口の取得は最大で本基準投資口数（429,423口）の20.00%となる85,885口に留まりますので、東京証券取引所が上場廃止基準として定める、上場投資口数が4,000口未満である場合又は毎年の12月末日以前1年間の売買高が20口未満であるといった基準に抵触することなく、本投資法人投資口は、本公開買付けの成立及び上記の追加取得後も上場が維持される見込みです。

（6）本公開買付け成立後の本投資法人投資口の追加取得の予定の有無

（訂正前）

本書提出日時点において、本公開買付けの終了後、公開買付者による本投資法人投資口の能動的な追加取得は想定していないとのことです。ただし、公開買付者、本投資法人及び本資産運用会社は、サポート契約にて、公開買付者による本投資法人投資口の所有割合が20%以上である場合において、本投資法人が新たに投資口を発行する場合、公開買付者による本投資法人投資口の所有割合が20%を下回ることがないように、本投資法人及び本資産運用会社は公募増資の事務主幹事証券会社に対し公開買付者を売り先として指定し、取得機会の提供を要請するなどの合理的な措置をとることを合意しています。

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付けにより、買付予定数の上限である85,885口に満たない応募状況になった場合、本公開買付けの終了後、本投資法人を持分法適用関連会社化するために最低限必要となる本投資法人投資口に係る所有割合20.00%の水準まで引き上げるため、東京証券取引所インフラファンド市場における本投資法人投資口の市場価格や出来高の動向を踏まえ、市場内買付け又は市場外でのVWAP取引（出来高加重平均取引）による買付けにより、本公開買付けを通じて取得した投資口の数と合計して買付予定数の上限である85,885口（所有割合：20.00%）となるまで、本投資法人投資口を追加取得する方針とのことです。なお、公開買付者、本投資法人及び本資産運用会社は、サポート契約にて、公開買付者による本投資法人投資口の所有割合が20%以上である場合において、本投資法人が新たに投資口を発行する場合、公開買付者による本投資法人投資口の所有割合が20%を下回ることがないように、本投資法人及び本資産運用会社は公募増資の事務主幹事証券会社に対し公開買付者を売り先として指定し、取得機会の提供を要請するなどの合理的な措置をとることを合意しています。

(7) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

② 本投資法人における役員全員の承認

(訂正前)

<前略>

また、本投資法人は、2025年8月13日開催の本投資法人役員会において、本買付条件等変更後も、引き続き、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 本投資法人が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持するとともに、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることに十分に合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。上記の役員会決議は、本投資法人の執行役員1名及び監督役員3名の全員が出席の上、出席した役員全員の一致により決議されております。

(訂正後)

<前略>

また、本投資法人は、2025年8月13日開催の本投資法人役員会において、本買付条件等変更後も、引き続き、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 本投資法人が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持するとともに、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることに十分に合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。上記の役員会決議は、本投資法人の執行役員1名及び監督役員3名の全員が出席の上、出席した役員全員の一致により決議されております。

さらに、本投資法人は、2025年9月3日開催の本投資法人役員会において、買付予定数の下限の撤廃後も、引き続き、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 本投資法人が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持するとともに、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることに十分に合理性が認められることに鑑み、本投資法人は、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。上記の役員会決議は、本投資法人の執行役員1名及び監督役員3名の全員が出席の上、出席した役員全員の一致により決議されております。

③ 本投資法人の投資主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

(訂正前)

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間である20営業日より長い45営業日として

いるとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間と比較して比較的長期に設定することにより、本投資法人の投資主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、本投資法人投資口について公開買付者以外の者にも買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

(訂正後)

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間である20営業日より長い55営業日としているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間と比較して比較的長期に設定することにより、本投資法人の投資主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、本投資法人投資口について公開買付者以外の者にも買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

以上